

令和2年度の65歳以上で非課税世帯に属する人の介護保険料が変わります

介護保険 第1号被保険者(65歳以上の人)の第1～3段階の令和2年度介護保険料が、下表のとおり引き下げられることになりました(第4～13段階の保険料は変更ありません)。令和2年度の介護保険料額決定通知書は、7月10日付で発送していますのでご確認ください。

◆ 令和2年度の介護保険料

保険料段階	対象者	旧 保険料月額 (年額)	新 保険料月額 (年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円以下の人	2,200円 (26,400円)	→ 1,750円 (21,000円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額*の合計が80万円を超え120万円以下の人	3,650円 (43,800円)	→ 2,900円 (34,800円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額*の合計が120万円を超える人	4,250円 (51,000円)	→ 4,100円 (49,200円)
第4～13段階		変更ありません	

*上記の合計所得金額は、公的年金等に係る雑所得を除いた金額となります。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

次のいずれかの第1号被保険者(65歳以上の人)は、申請により介護保険料が減免される場合があります。

- ① 65歳以上の人で、その人が属する世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った場合
- ② 65歳以上の人で、その人が属する世帯の主たる生計維持者の1月から12月までの事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年に比べて30%以上の減少が見込まれる場合

※詳しい条件や申請方法は、右記へお問い合わせください。

問合せ＝介護福祉課(内線516・517)

戦没者等の遺族のみなさまへ(お願い) ～第11回特別弔慰金が支給されます～

対象＝戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)に公務扶助料・援護法における遺族年金等を受ける人がいない場合、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者等の遺族」のうち先順位1名

請求期間＝令和5年3月31日までの3年間(下記日程で都合が悪い場合は、地区受付終了後、令和2年10月1日から令和5年3月31日までに随時申請してください)

支給内容＝額面25万円(5年償還の記名国債) 受付場所＝市役所1階 厚生福祉課 窓口120番

受付時間＝午前：9時から12時 午後：13時から16時30分

受付期間＝地区別に受け付けますので、お住まいの地区の受付期間に合わせて申請をしてください。

地区名	受付期間	地区名	受付期間
筒井	8月3日(月)～5日(水)	片桐	9月4日(金)～11日(金)
平和	8月6日(木)～14日(金)	矢田	9月14日(月)～18日(金)
昭和	8月17日(月)～21日(金)	治道	9月23日(水)～30日(水)
郡山	8月24日(月)～9月3日(木)		

※土・日曜・祝日を除く
※地区ごとの日数は、遺族会会員数で按分しています。

持ち物＝届出用印鑑(シャチハタ不可)、下記の必要戸籍、顔写真付きの公的機関が発行した証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)、もしくは健康保険証・年金手帳・介護保険証等公的機関が発行した証明書2点

※請求者本人の代理人が手続きする場合は代理人の身分証及び委任状が必要です。

※請求書・委任状等所定の書類は窓口にてお渡しします。

必要戸籍＝<請求者が前回と同じ場合>

1. 請求者が戦没者の配偶者以外 令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本

2. 請求者が戦没者の配偶者 令和2年4月1日現在の請求者の戸籍抄本

戦没者の死亡当時から令和2年3月31日までの間の請求者の戸籍

<請求者が前回と異なる場合又は新規に請求する場合>必要な戸籍については窓口にて個別にご案内します。

問合せ＝厚生福祉課 厚生係(内線532)

● 九条公園施設・九条運動施設・九条公園の指定管理者公募について

現在「九条公園施設・九条運動施設・九条公園」は、民間事業者の経営手法や技術力を活かし、運営の効率化や市民サービスの向上を図るため、指定管理者による施設の管理運営を行っています。

現在の指定管理者による管理運営指定期間が令和2年度末で終了するため、次期指定管理者を指定するための公募を行います。

詳細・問合せ＝都市計画課(内線631)